

文部省大学学術局技術教育課『短期大学調査資料』について（1）

—文部事務官・村越義雄の同時代回想録を中心に—

木田 竜太郎

[解説]

『短期大学調査資料』は、1952（昭和27）年6月から55（同30）年9月まで発行された官製資料の一つである。発行者は、当時、暫定的に制度化された短期大学を所掌し、大学における技術教育と短期大学教育に関する基準の設定や実施、またはその運営に関する援助や助言を与えることを主な任務としていた文部省大学学術局技術教育課である。

同課による短期大学関係資料のうち、日本教育史の分野で最も知られているものは、「短期大学資料 第14号」および「第14号の2」として発行された『専門学校資料』（上・下巻、1956年）であろう。戦後大学改革によって廃止された旧制専門学校に関する浩瀚な資料集として「その利便性・使用価値はきわめて高い」¹と評価されるこの史料は、1998年に大空社より復刻されたが、その[解説]の中で羽田貴史は、「短期大学資料については、その全貌が知られていない」とした上で、次のように述べている。

継続的な刊行物としての『短期大学資料』は、はっきりしない性格を持っていた。『文部省刊行物目録総覧』（昭和56年1月）によれば、『短期大学資料第1号 短期大学設置基準とその解説』の外に確認できるのは、『第10号 昭和29年度短期大学一覧』『第11号 短期大学教育課程の標準』（『総覧』は号数のみ記載し、題目はない）の三冊だけであり、『第4号 短期大学関係法令集』のような基本法令集や、この『第14号 専門学校資料 上』『第14号の2 専門学校資料 下』も掲載されていないのである。

このシリーズに属する主な資料は『短期大学一覧』であり、最初に刊行された昭和25年度が、短期大学資料第二号として刊行されたのをはじめ、第33号以降は、短期大学一覧のみが短期大学資料として刊行された。それも、『短期大学資料第41号 昭和45年度短期大学一覧』を最後に、短期大学資料の名称はなくなる。ただし、『文部省刊行物目録総覧』では、『短期大学一覧』そのものも掲載されていない。また、『文部省刊行物目録総覧』によれば、短期大学調査資料なる刊行物が、昭和二七年から二九年八月までの間に、第11輯まで発行されたことになっている（第4、5輯は目録にない）。筆者は、いずれも現物を見たことがない。（傍線＝引用者）

引用としては長いですが、短期大学資料の全体像を説明するにはあまりに短いこの文章が、短期大学への公的な役割期待とその後の扱いを雄弁に物語るように思えてならない。『短期大学調査資料』の刊行が途切れた翌年の中教審答申「短期大学制度の改善について」（1956年）を受けた政府・文部省は、その再編に着手し、1958年には、3次に亘って「専科大学法案」の国会提出を試みる。この法案は審議未了の末、廃案となるが、それらの動きが1962

年の高等専門学校制度化という形で結実し、これを担保として短期大学制度ははじめて恒久化されることになる（1964年）。

教育行政当局は、短期大学を一貫して技術教育の枠内で捉えていた。それは、短期大学が大学の一種という建前で制度化されたにもかかわらず、前述の通りその所掌が、大学学術局「大学課」ではなく「技術教育課」であったことから明らかである。『文部省年報』を見ると、当初は短期大学について個別の節が設けられ、技術教育と制度的改善の2点を柱とした報告が掲載されていたが（第80年報～第88年報）、専科大学法案の挫折と高等専門学校の制度化以降、同年報における短期大学の扱いは、その字面を探すことすら困難なほど小さなものとなってゆく。

上記〔解説〕の中で羽田貴史は、短期大学資料について、「今のところ分かっている資料名の一覧」を表としてまとめているが、『文部省刊行物目録総覧』はもとより、NACSIS Webcat 総合目録データベース、文部省図書室、東京大学教育学部図書室、さらには大学史研究の第一人者・寺崎昌男への照会といった努力にもかかわらず、第1号から第33号までの資料のうち、計14件を所在不明と結論づけている²。

このように、短期大学研究においては、基礎史料となる公的刊行物の所在調査すら未開拓といった状況が続いている。とりわけ『短期大学調査資料』については、その存在すらほとんど知られてこなかった新史料といえる。

史料紹介者は、この『短期大学調査資料』を、早稲田大学中央図書館において発見（請求記号：ト05-01850）、しかし、同大学の所蔵分は、第6輯が欠落していた（第1輯～第5輯、第7輯～第11輯を1冊に合冊・保管している）。その後、偶然にも関西学院学院史編纂室において第6輯を発見、さらに、上記『総覧』にも未記載であった第12輯・第13輯の存在についても併せて確認することができた。その一覧を、[表①]としてまとめておく³。

『短期大学調査資料』の発行趣旨は、第1輯の「まえがき」に、「短期大学に関する調査、統計その他の資料及び情報を関係者に周知し、利用に供するために企てた」とあり、同じく「あとがき」には、「頒布は短期大学関係のみに限らず、産業経済界等短期大学卒業者の職業分野と考えられる方面にも頒布し、短期大学自体の向上発展とともに、他面、社会全般への認識を高めるための資料ともしたい」と述べられている。実際には、短期大学と一部の大学関係者への頒布にとどまったようだが、「こんご必要な都度、できれば毎月一回位は出したい」との予告通り、第1輯から第5輯までは月刊ペースで発行されている。第13輯までの主な内容（「調査統計」「法令」「通知」「消息情報」）の一覧を、[表②]としてまとめておく。

『短期大学調査資料』は、所掌課からの一方的な情報提供のみならず、「短期大学の関係者によって育成せられ、各短期大学の充実整備の上に、又社会全般の認識のために、いささかなりとも役立てたい」（まえがき）との趣旨のもと、「論文や研究発表、更に自校のことも、広く関係者に知って欲しいと思われるような事項」（あとがき）に関する投稿が促されるなど、文部省の所掌課と各短期大学間の双方向的な情報ツールとしての性格を持

っていた。実際に第2輯以降、「質疑応答」の項目が設けられ、第3輯からは、いくつかの「論文研究報告」が掲載された。さらに、第4輯から第9輯にかけて、計120校の「学校紹介」が収録されている。うち、「論文研究報告」の一覧を、[表③]としてまとめておく。

『短期大学調査資料』の掲載論文の中で、とりわけ注目すべきは、第7輯から連載された「短期大学について」であろう。これは当時、技術教育課員として短期大学の制度化に関与した文部事務官・村越義雄の手による同時代回想録というべきもので、「短期大学発足当時の模様とその後の経過について、こんご引き続いて掲載する」（第7輯「あとがき」）との予告通り、第7輯から第13輯にかけて、計6本の収録が確認できる（第12輯のみ休載となっているが、これは同輯に「短期大学の現状について」という記事が、おそらくは当時、短期大学係長であった村越を中心に執筆されたためと考えられる）。

【史料①】「短期大学について（一）」は、敗戦直後の1945年8月から、新制大学制度が本格始動する前夜の時期、1948年頃までの情勢が、「教育刷新委員会」「新制大学の発足」という2つの節に亘って記述され、さらに、当時の状況を説明する4つの別表が付されている（第7輯、9-13頁所収）。【史料②】「短期大学について（二）」は、上記を受けた「大学設置審議会」の概略、その過程で浮上してきた「二年又は三年制の大学」をめぐる状況に関する説明がなされ、同じく4つの別表が資料として付されている（第8輯、1-9頁所収）。前述の通り村越は官僚、それもおそらくはノンキャリアの一事務官の立場であったが、例えば前者のような諮問機関の設置について、「従来の官僚的弊害を是正し、民主主義的教育制度の運営を目途としたため」とし、さらには「結果において新制大学への関心が外面的であり、機械的でありはた又便乗的であったのではないかという反省せらるべき現実を見聞するもの」等と記すなど、当時のリアルな状況を、なかなか率直な筆致で回顧している。

以下、【史料③】「短期大学について（三）」は、「学校教育法の一部改正（短期大学の暫定制度化）」「短期大学設置基準の設定」に関する事項が、2つの別表とともに記され（第9輯、1-11頁所収）、【史料④】「短期大学について（四）」は、「短期大学の設置申請」の状況に関して（第10輯、5-9頁所収）、【史料⑤】「短期大学について（五）」は、「短期大学の開設」「短期大学審査に関する申合せ」に関して（第11輯、1-5頁所収）、それぞれ3つの別表とともに記述されている。なお、【史料⑥】「短期大学について（六）」では、制度化以降の短期大学をめぐる動向が取り扱われ（第13輯、6-15頁所収）、今後も「引き続いて掲載して行く予定」（第13輯「あとがき」）とされたが、残念ながらこの輯をもって『短期大学調査資料』の刊行自体が途絶えたようであり、村越の連載も未完のまま終了したものとみられる。

本号では紙幅の関係上、【史料①】【史料②】を先行して紹介し、【史料③】以降については次号その他の機会があれば紹介したい。なお、史料の翻刻に際しては、現在、一般的に使用されない旧字や略字を改める等、便宜的な修正を一部、加えてはいるものの、基本的に原文を尊重して掲載する（但し、縦書きを横書きに改めている）。

『短期大学調査資料』は、「特別の予算もなく始めたことと、なるべく速報的なものと急いだので、内容等については充分に行き届かず」（第1輯「あとがき」といった状況のもと、短期のうちに終了した企画であったが、「短期大学の関係者によって育成」され、「短期大学自体の向上発展」「社会全般への認識を高めるための資料」が志向された、当時の官製資料としては極めてユニークな性格をもつ試みであったと評価できる。

さらに、「短期大学について」は、戦後大学改革と短期大学制度化に、実務官僚として実際の現場に携わった当事者による手記であり、当時の記憶も新しい時期、所掌課の職員という立場から、他にも事情を知る者が大勢いたであろう関係者に向けて書かれた点等を考慮しても、内容の妥当性と客観性に相応の信頼を置くことができる貴重な史料といえる。

なお、本史料には、他の資史料では確認できない珍しい統計データが多く収録されている点も見逃せない。教育史研究者には容易に理解されようが、「学校基本調査」等の統計データが公開を原則としてまとめられている今日とは異なり、戦中・戦後の混乱期の状況を数量的に把握しようとする作業は、なかなか困難なことなのである。

2016年5月30日、中教審は、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」を答申、戦後教育行政の念願ともいえる「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」が、いよいよ現実のものとなりつつある。前述の『専門学校資料』は、短期大学の職業教育機関化を志向する政策動向の中に位置づけられる官製資料の一つであったが、既存の高等教育における職業・技術教育への評価が等閑にされたまま、新しいタイプの「大学」を創設することへの批判も根強い。このような課題と向き合うとき、必要とされるのは歴史的視点であり、日本教育史における短期大学研究の意義について、改めて認識されるべきではなかろうか。

注

- 1 羽田貴史『『専門学校資料 上・下』解説』寺崎昌男・久木幸男監修『専門学校資料 上・下（日本教育史基本文献・史料叢書 62）』大空社、1998年（以下の引用も同じ）。
- 2 『短期大学資料』第6号・第7号、第9号、第19号～第22号、第24号～第26号、第28号・第29号、第31号・第32号の計14件が未確認とされている。なお、CiNii（国立情報学研究所学術情報ナビゲータ）の検索では、2016年5月31日現在、第19号、第24号、第31号、第32号の所在が確認できる。また、『短期大学調査資料』所収の「通知」によって、第6号、第7号の存在も確認できる。
- 3 CiNiiの検索では、現在、同資料の大学図書館所蔵分が計4件ヒットする。その内訳は、①神戸大学附属図書館人間科学図書館（第1輯）、②国立教育政策研究所教育図書館（第2輯、第5輯～第7輯、第10輯～第13輯）、③東京大学大学院教育学研究科・教育学部図書室（第1輯・第2輯、第5輯～第7輯、第9輯～第13輯）、④東京家政大学図書館（第12輯）とされており、関西学院学院史編纂室所蔵分はもとより、早稲田大学中央図書館所蔵分もヒットしない。

【表①】『短期大学調査資料』の一覧

資料名	発行者名	刊行年月	概要
『短期大学調査資料 第一輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十七年六月	B5.34 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第二輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十七年七月	B5.35 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第三輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十七年八月	B5.19 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第四輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十七年九月	B5.31 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第五輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十七年十月	B5.55 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第六輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十八年二月	B5.77 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第七輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十八年五月	B5.42 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第八輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十八年六月	B5.44 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第九輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十八年八月	B5.55 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第十輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十八年十月	B5.50 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第十一輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十九年三月	B5.33 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第十二輯』	文部省大学学術局技術教育課	昭和二十九年八月	B5.70 頁, 孔版
『短期大学調査資料 第十三輯』	文部省大学学術局	昭和三十年九月	B5.37 頁, 孔版

【表②】『短期大学調査資料』所収の「調査統計」「法令」「通知」「消息情報」の一覧

所収	調査統計	法令	通知	消息情報
第一輯	・昭和二十六年度短期大学卒業者に関する調査	・国立学校設置法の一部を改正する法律	(1) 短期大学卒業者に関する調査について (2) 短期大学の教員組織について (3) 国立短期大学の入学者及び在学者に関する調査について (4) 短期大学一覧の送付について (5) 大学入学資格認定試験の結果について	・短期大学教育課程等研究協議会 ・産業教育振興法に基づく補助 ・私立・公立短期大学協会総会 ・栄養士養成施設の指定 ・学長の変更
第二輯	(1) 昭和二十七年短期大学入学者に関する調査	・国立学校設置法の一部を改正する法律	(1) 学生就職問題連絡協議会について	・短期大学教育課程等研究協議会 ・学生就職問題連絡協議会

	<p>(2) 昭和二十七年国立短期大学入学者に関する調</p> <p>(3) 国立短期大学在学者（昭和二十六年入学）に関する調</p>		<p>(2) 昭和二十七年学生数調について</p> <p>(3) 昭和二十七年短期大学の教員組織の審査について</p> <p>(4) 短期大学調査資料（第一輯）送付について</p>	<p>(大阪会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国公立短期大学協会総会
<p>第三輯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和二十七年短期大学の学生数調 	<p>---</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学の運営並に教育内容に関する協議会の議事概要 ・(短期大学資料第六号)の送付について 	<p>(東京会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生就職問題連絡協議会 ・短期大学教育課程等研究協議会 ・学長の変更 ・設置者の変更 ・昭和二十八年開設の短期大学設置等の認可申請書の提出期限
<p>第四輯</p>	<p>---</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 文部省設置法の一部を改正する法律（抄） (2) 文部省組織令（抄） (3) 産業教育振興法の一部を改正する法律 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新規学校卒業者の採用選考並びに使用開始の時期について (2) 新規大学卒業生の採用選考の実施時期等について (3) 短期大学調査資料の送付について (4) 大学短期大学等設置申請書の提出期限等について (5) 昭和二十八年新制大学、短期大学及び旧制専門学校への入学選抜実施要項並びに進学適正検査実施要項について (6) 進学適正検査出願手続について (7) 短期大学調査資料に掲載する学校紹介について (8) 短期大学設置基準の改正及び短期大学設置認可申請書提出期限の 	<ul style="list-style-type: none"> ・学長の変更 ・昭和二十七年科学硏究費等の交付を受けた短期大学関係者 ・名称の変更 ・大学入学選抜学力検査問題作成の参考資料発行について ・短期大学設置基準の一部改正について ・産業振興法に基づく補助

			延期について	<ul style="list-style-type: none"> 学長の変更 短期大学設置基準の一部改正について 昭和二十八年度開設の短期大学設置等の認可申請学校教
第五輯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和二十七年短期大学の教員組織の調 	<ul style="list-style-type: none"> 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令 	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学調査資料の送付について 	<ul style="list-style-type: none"> 学長の変更 短期大学設置基準の一部改正について 昭和二十八年度開設の短期大学設置等の認可申請学校教
第六輯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和二十七年短期大学の専任教員に関する調 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 短期大学設置基準とその解説(短期大学資料第七号)の送付について (2) 短期大学設置基準の趣旨徹底等に関する協議会開催について 	<ul style="list-style-type: none"> 学長の変更 名称の変更 昭和二十八年度開設の短期大学設置等の審査状況
第七輯			<ul style="list-style-type: none"> (1) 昭和二十七年短期大学卒業者に関する調査について (2) 昭和二十八年度短期大学入学者に関する調査について (3) 短期大学調査資料の送付について 	<ul style="list-style-type: none"> 学長の変更 位置の変更 昭和二十八年度開設の短期大学の運営等に関する協議会の開催 技術教育課長の異動 産業界と短期大学就職担当者との懇談会 全国公立短期大学協会の総会 昭和二十八年度開設の短期大学 昭和二十八年度開設の短期大学専攻科
第八輯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和二十七年短期大学卒業者の履修単位数に関する調 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 履修単位数(昭和二十七年卒業生)に関する調 (2) 短期大学調査資料(第七輯)送付について 	<ul style="list-style-type: none"> 名称の変更 位置の変更 学長の変更 全国公立短期大学協会総会 短期大学教育課程等研究協議会 学制八十年記念表彰者(短期大学関係者)
第九輯	<ul style="list-style-type: none"> 昭和二十七年短期大学卒業者の履修単位数に関する調(二) 		<ul style="list-style-type: none"> (1) 国立短期大学の組織機構等について 	<ul style="list-style-type: none"> 名称の変更 学長の変更

			<p>(2) 公立短期大学の組織等について (3) 短期大学設置基準の一部改正に伴う学則の一部変更について (4) 昭和二十八年度短期大学の教員組織について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業者就職問題懇談会 ・学生就職対策協議会 ・短期大学教育課程等研究協議会 ・昭和二十九年度開設の短期大学設置等の認可申請書の提出期限 ・栄養士養成施設等の指定
<p>第十輯</p>	<p>(1) 昭和二十七年短期大学卒業者に関する調査 (2) 昭和二十八年短期大学入学に関する調査</p>	<p>(1) 国立学校設置法の一部を改正する法律 (2) 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律</p>	<p>(1) 国立短期大学の入学及び在学者に関する調査について (2) 昭和二十八年度学生数調査について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長の変更 ・短期大学教育課程等研究協議会 ・昭和二十九年度開設の短期大学設置等の認可申請学校数 ・技術教育課長の異動 ・全国公立短期大学協会臨時総会
<p>第十一輯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学における卒業資格最低要求単位数に関する調査 	<p>(1) 学校教育法中同法第三十九条第一項に規定する盲学校及びろう学校の就学義務に関する部分の規定の施行期日を定める政令 (2) 学校教育法施行令 (3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学長の変更 ・名称の変更 ・位置の変更 ・昭和二十九年度開設短期大学の設置等 ・短期大学教育課程等研究協議会
<p>第十二輯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和二十八年短期大学卒業者に関する調査 	<p>(1) 学校教育法の一部を改正する法律 (2) 教育職員免許法の一部を改正する法律 (3) 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律 (4) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>(1) 短期大学の事務組織等について (2) 昭和二十九年度短期大学入学に関する調査について (3) 昭和二十八年度短期大学卒業者に関する調査について (4) 昭和二十九年度短期大学の教員組織の調査について (5) 国立短期大学地元審判状況調査について (6) 短期大学の運営並びに教育課程の趣旨徹底に関する研究集会について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学長の変更 ・名称の変更 ・昭和二十九年度開設の短期大学の設置 ・昭和二十九年度開設の短期大学専攻科の設置 ・大学卒業者就職問題懇談会 ・短期大学教育課程研究協議会 ・日本私立短期大学協会総会 ・全国公立短期大学協会総会

			いて	<ul style="list-style-type: none"> ・学長の変更 ・設置者の変更 ・名称の変更 ・看護婦学校の指定 ・保母養成学校の指定 ・保母試験科目を免除することのできる学校及びその科目指定 ・栄養士養成施設の指定 ・全国公立短期大学協会総会
第十三輯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和三十年短期大学入学者に関する調査について ・昭和三十年短期大学の教員組織について 			

【表③】『短期大学調査資料』所収の「論文研究報告」の一覧

所収	題名	執筆者名 (所属等)
第三輯	「女子教育機関としての短期大学」 「全国公立短期大学協会の昭和二十七年事業計画について」	伊藤 嘉夫 (跡見学園短期大学教授) 全国公立短期大学協会事務局
第四輯	「工業教育における短期大学の意義」	清水 勤二 (名古屋工業大学長)
第五輯	「短期大学における教員養成の問題」	大羽 弘道 (聖書学園短期大学助教授)
第七輯	「アメリカのジュニアカレッジを觀て」 「短期大学について (一)」 ※【史料①】	青木 あさ (戸板女子短期大学長)
第八輯	「短期大学について (二)」 ※【史料②】	村越 義雄 (文部省大学学術局技術教育課)
第九輯	「短期大学について (三)」 ※【史料③】	村越 義雄 (文部省大学学術局技術教育課)
第十輯	「短期大学と進学について」 「短期大学について (四)」 ※【史料④】	辰巳 鼎 (滋賀県立短期大学事務部長)
第十一輯	「短期大学について (五)」 ※【史料⑤】	村越 義雄 (文部省大学学術局技術教育課)
第十二輯	「短期大学の現状について」 「米国の大学及び学生」	文部省大学学術局技術教育課 大羽 弘道 (聖書学園短期大学助教授)
第十三輯	「短期大学について (六)」 ※【史料⑥】	村越 義雄 (文部省大学学術局技術教育課)

【史料①】

短期大学について（一）

文部省大学学術局技術教育課 村越 義雄

このたび短期大学設置基準の一部が改正されて、昭和二十八年度から実施せられることとなり、又、短期大学の学校数は年々増加し、その卒業者も漸く各分野に進出するようになった。短期大学という教育期間が、いろいろの意味において、第二段階の時期に入ったかの感がする。この時に当り、短期大学のたどった経過をふり返ってみたいと思う。

教育刷新委員会

昭和二十年八月、戦争が終結するや、戦争遂行のための総力体制は解かれ、教育の施策も新事態に即応するように復帰しつつ平和的なものに改変せられるに至った。

昭和二十年十月、連合国軍最高司令部から教育に関する占領の目的及び政策を十分に理解せしめるために、「日本教育制度に対する管理政策」が指令され、次いで、昭和二十一年一月「日本教育家の委員会に関する件」の覚書が発せられた。

この「日本教育家の委員会に関する件」の連合国軍最高司令部の覚書に基いて、昭和二十一年二月、来朝した米国教育使節団（団長ジョージ・D・ストダード博士外二十六名）に協力するために、日本教育家の委員会（二十九名）が組織されたが、その任務終了後、恒久的委員会として発足したのが、教育刷新委員会である。

教育刷新委員会は教育刷新委員会官制（昭和二十一年八月十日勅令第三七三号）で明かであるように、内閣総理大臣の所轄の下に、教育に関する重要事項を調査審議するのであるが、その結果を内閣総理大臣に報告し、且内閣総理大臣の諮問した教育に関する重要事項について答申するのである。委員会は、委員長、副委員長各一名と委員五十名以内で構成され、必要に応じて臨時委員が置かれる。委員及び臨時委員は、政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界における学識経験のある者の中から選ばれるのである。

この教育刷新委員会は、昭和二十一年十二月二十七の第一回から昭和二十四年十二月十八日に至るまで、二十八回にわたって建議している。

学校教育法が、昭和二十二年三月に制定公布されて、ここに、いわゆる六・三・三・四の学校体系が確立せられたが、この画期的な学制改革は、教育刷新委員会の建議に基いて立案され、制定されたことは衆知の通りである。

教育刷新委員会は、昭和二十四年六月一日から教育刷新審議会と改称せられ、昭和二十七年六月十二日に廃止された。

新制大学の発足

六・三・三・四の新しい教育制度を制定した学校教育法が、公布せられるや、小学校及び中学校は、昭和二十二年度から新制の学校として発足したのであるが、新制の高等学校ならびに、これに続く学校、即ち新制大学は、昭和二十三年度からその開設が認められた。

新制大学の性格ともいべきものは、昭和二十一年三月、連合国軍総司令部に提出された。「米国教育使節団報告書」「学校教育法（第五章）」、及び昭和二十二年七月、大学基準協会によって作成された「大学基準」に勧告又は規定せられている。

因みに、米国教育使節団報告書の第六章高等教育において、大学の職能について次のように考えられている。

「大学はすべての現代教育制度の王座である。自由の社会では大学は平等の関心を以って三大職能を果すものである。

第一に智的自由の伝統をこの上もなく高価な宝として防護し、思想の自由激励し、探求の方法を完成し、知識の向上をうながし、科学及び学問を育成し、真理への愛着を育み、そして社会への絶えざる光明の源として役立つものである。

第二に、あらゆる時代やあらゆる民族中の思想と最善の希望とを知らしめることによって、家庭や社会生活の向上において、産業や政治の一層有効にして人情味ある運営において、更に国際的理解及び親善の助長等の仕事において指導的地位を占めようよう才能ある青年男女を準備するものである。第三に大学は変転しつつあり、また現われつつある社会の必要に対して常に敏感であるが故に、優秀なる青年男女を新旧両様の職業に対して技術的に有能ならしめるよう訓練する。」これを要約すると、大学の職能は、第一に知的探究、第二に社会人の育成、第三に職業人の訓練であると考えられる。

又、学校教育法第五十二條に、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定されているが、この両者について照合して読解する必要があると思う。

さて、新制大学は昭和二十三年度から発足したのであるが、同年度に開設を認められた学校数は十二校に過ぎず、旧制の大学、専門学校及び高等学校の大部分がこれを母体として新制大学として開設したのは昭和二十四年度からである。

その当時(昭和二十三年度)の高等教育機関の学校数を示すと、別表第一の通りとなる。

又、その在学者数、入学者数及び卒業生数を示すと、別表第二の通りである。

別表第一の学校数のうち、旧制の専門学校及び高等学校を母体として、昭和二十四年度から新制大学を開設するために、その設置認可を申請した学校数を示すと、別表第三の通りとなる。

新制大学の学校数を開設の年度別に示すと、別表第四の通りである。

別表第1 学校数

学校別		設置者別			計
		国立	公立	私立	
旧制大学		23	9	32	64
旧制専門学校	農業水産	15	13	11	39
	工業	28	15	22	65
	経済	12	3	13	28
	医学	18	14	12	44
	歯学	1	1	5	7
	薬学	5	2	14	21
	その他	4	21	123	148
	計	83	69	200	352
旧制高等学校		28	5	6	39
旧制大学予科		5	14	42	61
新制大学		0	1	11	12

別表第2 在学者数入学者数及び卒業生数

学校別		在学者数			入学者数			卒業生数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
旧制大学		×573 83,441	×2 434	×575 83,875	×110 26,155	182	×110 26,337	×40 19,650	80	×40 19,730
旧制 専門 学校	農業水産	×8 16,724	84	×8 16,808	5,455	59	5,514	5,568	42	5,610
	工業	×19 36,617	90	×19 36,707	11,357	57	×8 11,414	×3 11,870	0	×3 11,870
	経済	×2 17,495	310	×2 17,805	×2 6,739	76	×2 6,815	×1 4,587	×1 177	×2 4,764
	医学	×20 12,911	2,684	×20 15,595	0	0	0	×6 4,000	867	×6 4,867
	歯学	×3 2,887	698	×3 3,585	416	54	470	×2 893	254	×2 1,147
	薬学	×8 5,296	3,863	×8 9,159	×2 1,634	1,478	×2 3,112	×1 1,624	1,207	×1 2,831
	その他	×194 82,580	×1 34,689	×195 117,269	×31 30,744	×3 12,143	×34 42,887	×11 20,284	11,915	×11 32,199
	計	×254 174,510	×1 42,418	×255 216,928	×43 56,345	×3 13,867	×46 70,212	×24 48,826	×1 14,462	×25 63,288
旧制高等学校		×96 28,521	44	×96 28,565	×72 8,675	24	×72 8,699	×24 9,514	0	×24 9,514
旧制大学予科		×84 42,352	440	×84 42,792	×28 16,826	233	×28 17,059	×9 10,498	64	×9 10,562
新制大学		×12 10,020	×6 1,940	×18 11,960	×12 5,227	×6 1,925	×18 7,152	0	0	0

備考 ×印は日本人以外のものを示す。

別表第3

学校別	学校数	申請学校数
専門学校	352 ×51	228 ×8
高等学校	39	33
	391	261 ×8

備考 ×印は医学、歯学のもので内数を示す。

別表第4 新制大学の設置年度別学校数

設置年度別	設置者別			計
	国立	公立	私立	
昭和23年度	0	1	11	12
24年度	70	17	81	168
25年度	0	7	14 ×2	21 ×2
26年度	1	1	2	4
27年度	0	8 ×1	12	20 ×1
28年度	0	1	3	4
合計	71	34 ×1	121 ×2	226 ×3

備考 ×印は合併又は廃止のもので外数を示す。

【史料②】

短期大学について（二）

文部省大学学術局技術教育課 村越 義雄

大学設置審議会

大学の設置認可に関しては、文部大臣は、大学設置審議会に諮問して設置することを可と認めるという答申に基いて認可することとなっている。

これは、学校教育法第六十條の規定によるものであるが、学校の設置認可に当って諮問機関を設けたことは、終戦後におけるわが国の行政全般にわたって著しく目立って発生した諮問機関の設置と相通ずるものであるが、殊に従来の官僚的弊害を是正し、民主主義的教育制度の運営を目途としたためであらう。

大学設置審議会は大学設置委員会官制（昭和二十三年政令第十一号）の公布とあいまって発足したものであって、関係各庁の職員、全国大学の職員、全国の高等専門学校（教員養成諸学校を含む）の職員及び政治、教育、文化、実業、勤労等の各界における学識経験者四十五名以内の委員をもって構成されるが、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員が置かれ、学識経験者から選らばれる。

因みに、大学設置審議会は大学設置委員会として発足したのであるが、昭和二十五年八月その官制が改正せられるとともに改称され、委員の選出母体の全国の高等専門学校（教員養成諸学校を含む）の職員は削られて、全国の大学の職員に含まれることとなった。

大学設置審議会（以下、この項では審議会という。）の発足第一年度の委員は別表第五の通りである。

さて発足したばかりの審議会の当面の問題は大学設置認可に関する基本方針等の問題を審議し、これ等を決定確立することであった。即ち、設置認可の標準、設置認可申請書記載様式、審査方針等をいかにするかということであったので、これ等の諸問題を解決す

るために特別委員会が設置された。

特別委員会を例示すれば次の通りである。

第一特別委員会——大学設置認可の基本方針等関係

第二特別委員会——大学設置認可申請書記載様式等関係

第三特別委員会——審査方針等関係

このようにして、審議会として決定し確立しなければならない根本方針、共通の問題又は特殊の審査等についてはその必要に応じて特別委員会が組織されるのである。

因みに、教員組織の審査を行う特別委員会（第四）は、新制大学の実施に当って、その教員組織が最も重要な要件となっており、新制大学の教員を採用するには、その教授会が組織されるまでは公正な方法によって審査をなし、その適格者を充てることが極めて必要である。ここにおいて、審議会は大学の設置基準等に照して審査するのであるが最も公正厳密に教員組織の審査を実施するために、特に特別委員会が設けられたのである。又学芸学部基準別科に関する申合せ等は特別委員会において慎重に審議されて審議会として決定されたものである。

審議会が大学の設置認可の可否を決定するまでの経過の概略を述べると次の通りである。

1. 委員はいくつかの審査会に分属される。必要に応じて臨時委員がこれに加わる。——審査会の編成

2. 大学設置認可申請書記載様式による申請書を提出期限迄に提出しなければならないが、その申請学校はそれぞれいくつかの審査会のうちいずれかの一つの審議会に配当される。

3. 審査は審査標準等に従って書類審査と実地視察との結果を総合して行われる。

4. 実地視察に先立って書類審査が行われる。これには教員組織の審査も含まれる。

5. 実地視察の前後に各審査会の問題等を審議して各審査会の判定を調整するために合同会議が開催される。

6. 各審査会の審査の結果は一定の様式による報告書にまとめられ常任委任会において審議される。その結果が審議会の総会の原案となる。

7. 審査の決定は次のいずれかの一つに該当するようになされる。

イ. 無条件で可とするもの

ロ. 条件付で可とするもの

ハ. 不可とするもの

8. 条件には各学校毎の条件と各学校共通の条件とがある。なお条件の充足については審議会はその報告を徴し又は実地視察を行うことがあることとなっている。

9. 総会における採決は通常は投票によって行われる。その結果は文部大臣に答申される。このような審査は新設の大学は勿論のこと旧制の大学又は高等専門学校が新制の大学となる場合も同様に取扱われるが申請学校の大部分は旧制の大学又は高等専門学校を母体としたもので、それ以外のものは極く少数である。新制度への切替は可及的速かに実施しなければならない要請もあり新制大学の切替は昭和二十四年度開設について大々的に行われたのである。従って旧制の高等専門学校の過半数は別表第三（第七輯）の示す通り昭和二十四年度から新制の大学を開設するためにその設置の認可申請をしたのである。

当時新制の大学設置に当って、昇格とか或は転換とかいう言葉が使われて、高等学校や専門学校の昇格の問題として或は大学の新制度への転換の問題として意識せられ論議せられたのである。

新制大学の設置が外形のみの変化か、実質的内容の変質か、大学本来の目的使命を達成

する諸組織施設の機能は十分に発揮し得るか否か等各々の立場から又それぞれの観点から検討され配慮せられはしたものの、結果において新制大学への関心が外面的であり、機械的でありはた又便乗的であったのではないかという反省せらるべき現実を見聞するものである。

教育刷新委員会は昭和二十二年十二月の総会において「現在の高等学校並びに高等専門学校の措置に関する事」即ち高等専門学校（教員養成諸学校を含む）は臨時措置として三年の大学とすることができる等について採択し、又昭和二十三年七月大学の国土計画的配置について建議したが審議会においてはこの兩者については考慮され、勘案せられつても兎も角四年制大学への切替を強行されたのである。

専門学校の昇格という言葉が用いられたが旧制の専門学校を母体として新制大学を設置する場合はその大部分は少なくとも人的にも物的にも容易でなかったようであった。専門学校がその儘の状態の新制の大学になり得なかったのであるがそれにも拘らず大部分の専門学校は新制大学に切替なければならないということは意識的にも無意識的にも志向せられたのである。

専門学校を母体とした申請学校のうち大学の設置を可と認められたものの学校数は別表第六の通りであって、三十校余りは新制大学へのいわゆる昇格が許されなかったのである。（申請学校のうち申請を取消したものがある。）

新制の大学設置を認められなかった学校は勿論、たといその設置を認められた学校と言えども、旧制の専門学校を新制の大学に切替えることは、種々の点において困難であったことは事実であって、大部分の専門学校が背水の陣をもって大学設置を申請し、その実現を計る心境と、審議会が後顧の憂をも、敢えて押え設置の可否を判定した心境とを合わせ考えると、この背水の陣と後顧の憂とに何か相通ずるものが生じつつあったのである。これが二年制大学実現への心境であったであらう。

昭和二十三年十二月、大学設置審議会議長から教育刷新委員会委員長あてに、二年制大学の実施について左記のような申入れが行われた。

記

二年制大学について

本委員会においてはさきに文部大臣より諮問された二一九校の新制大学につきその設置認可の可否について鋭意審査に当たっていますがその審査の経過に徴すれば直ちに四年制の大学とすることは困難と思われるものもあります。また未申請の高等専門学校にも同様のものが相当あることが予想されます。他方新制高等学校は已にその三年まで充実し明年第一回の卒業生を出すことになっていますがこれらの卒業生の進学が狭められる場合にはいわゆる白線浪人をおびただしく出現せしめることになり国家的にも社会的にも重大なる問題をかもすことと思われまます。

また新学制の可及的速かなる実施は我が国に課せられた重大なる使命であることは言うまでもないことであります。

依って本委員会は別紙の通り日本の現状においては二年制大学を設け高等教育の門戸を駆け速かに新学制を実施することを希望する次第でありまして貴教育刷新委員会において速かにこの問題を取上げられその実施方をお取り計らい下さい。

二年又は三年制の大学

専門学校が新制大学に切替えるには人的にも物的にも種々の観点から容易でなかったことは事実ではあったが新学制への切替は可及的速かに実施しなければならない要請があ

ったにも拘らず別表第三（第七輯）の示す通り専門学校については新制大学設置未申請の学校数が七十六校（医学・歯学の学校を除く）もあったということはその中には新制大学への切替を希望はするがその見込みなしとして断念していた学校もあったにしても注目すべき現象であった。

その当時旧制専門学校をその儘の性格で存続させることは到底許されるべきものではなかったが新制の高等学校に続く高等教育機関が修業年限を四年又はそれ以上とする学校のみで果して満足せらるべきものかどうかがいわゆる六・三・三・四の学校体系が確立せられこれを実施しなければならないという現実の反面には相当に考慮され四年制の大学たることを断念して新しい短期の大学のごとき学校の出現を期待せられておったことを物語るものである。

因みに関西の女子専門学校連盟においても又全国私立専門学校協会においてもいづれも重要な緊急な議題として、短期の大学をとり上げてこれの設置を要望されたのである。

昭和二十四年度において旧制の専門学校として存続しなければならない学校数は別表第六の通りであるが同表中新制大学申請学校数の二二八校及び新制大学に切替える学校数の一九六校には国立の専門学校数の六六校が含まれているので、存続する学校数の一〇八校は公立又は私立の学校であって、これは専門学校総数の三六%弱に当るのである。

これ等、諸種の事情により昭和二十四年度に新制の大学に切替えることが行われなかった学校に対する措置として昭和二十四年二月二十五日省令第六号をもって入学資格修業年限及び生徒募集の期限が定められた。

他方教育刷新委員会は大学設置審議会からの申入れがあり又従来の行きがかりもあったためか昭和二十四年一月十四日に開催された第八十七回の総会において別表第七に示す「二年又は三年制の大学について」を採択し同年一月十八日をもって建議したのである。

ここにおいてこれを契機として暫定の措置とはいえ二年又は三年制大学の実現への機運が急激に高まって来たのである。

二年又は三年制の大学設置を必要とする理由を纏めると概ね次の通りであった。

1. 六・三・三・四の新学制は日本を民主的に文化的に再建するためあらゆる努力を払って確立しなければならないが、この新学制に即応して考慮される短期の大学は六・三・三の教育課程をおえた者を入学させ、修業年限を二年又は三年とし、プロフェッショナル、若しくはセミプロフェッショナルな人物を養成するための完成教育とすることを原則とするが履修した単位によっては四年制の大学の適当な年次に編入学することもできるようにすることが考えられた。多数の四年制の大学が発足しようとしていた際にその四年制大学の設置の経過を検討しその上当時の新教育建設途上の諸種の困難な現実を省みると短期の大学が急速に設置されることが必要であると考えられた。

2. 旧制の専門学校と短期の大学とは種々この点で差異がある。旧制の学校をでき得る限り速かに新制のものに切替えることの必要であることは言うまでもないし、又新学制の確立に最も大きな期待がかけられている限り旧制の専門学校は一時的に存続するにしてももはや将来性の少い従って期待をつなぐべき魅力のない存在となった。

新制度による短期の大学は修業年限の点からいえば旧制の専門学校とそのスクーリングはいづれも十四年となり形式的には同一であるが学制全体から考察するとその内容において非常に差異がある。これは高い一般教養を習得させ職業教育の実施と同時に視野の広い人間を養成するように期待された。

3. 当時の経済状態から考えてすべての高等専門学校が四年制大学に切替えることは相当な無理をおかさなければならなかったし又就学者の側からみても二年程度の修業年限の高等教育機関を希望する者が多かった。

当時の経済事情からいって新学制の第一コースたる六・三制の実施についても種々の困難が生じていたが四年制の大学の設置のためにはすべての旧制の学校は非常な苦心が払われたのであって特にこの場合施設設備の整備等の外に教員組織を成り立たせることは困難の一つであった。四年制の大学を希望して大学になり得なかった専門学校又新制大学の設置の未申請の専門学校の学校数を合せると一〇八校もあるがこれは四年制大学となることが困難であったか又四年制大学たることを断念して新しい短期の大学のごときものの出現を期待しておったかの学校であって次年度に四年制大学となることを希望していた学校は恐らく数校に止まったであらう。

一方当時の入学希望者は父兄の経済的負担力からいっても二年程度で一応完成した職業を身につける教育を受けたいという希望を抱いた者は少なくなかった。殊に女子の高等教育については婚期等のこともあり修業年限が四年の大学に入学することを余り希望しないようであった。

4. 四年制大学の実施に伴って新しい高等教育を受ける機会を失う者が多数あった。従来高等教育を受けようとする者は中等学校を卒業した後高等学校専門学校及教員養成諸学校等に入学したのであるがこれ等の高等教育機関がすべて四年制大学に切替えられたわけではないから必然的に新制大学がいわゆる狭い門となり又一時的に存続する旧制の専門学校をめざすこととなるがこの旧制の専門学校に対しては前述の通りであるからこれ等の事実をカバーするためにも短期の大学への切替が切望される。

5. 短期の大学の教員組織等の整備は四年制大学のそれに比して容易であると考えられた。

四年制大学と同様に短期の大学は大学という以上は個々の教員等について差異を設けることは適当とは考えられないが組織規模及び修業年限等を考察すると施設設備は勿論のこと教員組織の整備については短期の大学の方が四年制大学よりも容易であらうと考えられた。

6. 短期の大学を希望するものが多ければそれだけに優秀な短期の大学設置の必要があった。

当時の国立の高等専門学校は多くは数校合併するような方法をとって相互に短所を補い合うことにより四年制大学に切替えられるようになったから当面の問題としては短期の大学になる可能性を持つ学校の多くは私立の専門学校であらうと予測された。

しかし短期の大学が予想されるように社会的必要性を持つ以上貧弱な高等教育機関のみが短期の大学になるということは合理的でなくこの設置についても四年制大学と同様に設置基準を設けて公正な審査を行う必要があると考えられた。

7. 教育刷新委員会と大学設置審議会とがともに短期の大学の設置を希望した。

教育刷新委員会は当初短期の大学設置に対しては賛成者は少数であったがこれは六・三・三・四の新しい学校体系を提案した立場から学制の複雑化を排し四年制大学の成長を強く期待していたためと考えるがその後四年制大学の設置が具体化し且つ客観的情勢が四年制大学一本建で進むのには相当の困難があり又社会的要求と可成りの開きを生ずることもあるのが予想されるに至ったので新学制に即応しその精神をそこなわない意味での短期の大学の設置につきほとんど全員が賛成されることとなった。

大学設置審議会及びこれと教育刷新委員会との関係は前述の通りである。

このやうな種々なる観点から考察された短期の大学設置を必要とする理由の基に短期の大学即ち二年又は三年制大学への実現はそれぞれの立場において努力されたのである。当時このことについて直接に関与した者のうち省内の主な者は別表八の通りである。

この二年又は三年制大学の実現のために高瀬文部大臣は連合国軍最高司令部民間情報

教育部長ニューゼント氏と二回にわたり折衝されたことは特記されなければならないと思われる。

別表第五

大学設置委員会委員（○印は常任委員を示す）	
委員長 東京工業大学長	和田 小六
副委員長	矢野 貫城
明治大学総長	近藤 民雄
○横浜経済専門学校長	糸魚川 祐三郎
第一高等学校長	天野 貞祐
○文部省学校教育局長	日高 第四郎
大妻女子専門学校副校長	武内 貞義
横浜工業専門学校長	富山 保
○東京商科大学長	上原 専禄
○千葉医科大学長	小池 敬事
教員組合	山本 道雄
立命館大学長	末川 博
○大日本育英会長	田島 道治
○慶應義塾大学総長	潮田 江次
大蔵省主計局長	福田 赳夫
内閣法制局第二部長	鮫島 眞男
東京農業教育専門学校長	七沢 甚喜
名古屋大学総長	田村 春吉
法政大学総長	野上 豊一郎
○東京女子大学幹事	藤井 徳三郎
中央大学学長事務取扱	吉田 久
大阪大学総長	今村 荒男
日本勧業銀行副総裁	山田 義見
大正大学長	石原 恵忍
内務省国土局長	岩沢 忠恭
千葉農業専門学校長	武田 憲治
上智大学長	大泉 考
○早稲田大学総長	島田 孝一
東北大学総長	佐竹 安太郎
関西大学長	岩崎 卯一
都立女子専門学校長	鈴木 桃太郎

○東京文理科大学長	務台 理作
○日本大学総長	呉 文炳
○京都大学総長	鳥養 利三郎
東京第一師範学校長	木下 一雄
○東京大学事務局長	石井 勲
○関西学院大学長	神崎 驥一
同志社大学総長	湯浅 八郎
文部省施設局長	伊東 日出登
東京薬学専門学校長	村山 義温
九州大学総長	奥田 譲
	関口 泰
文部次官	有光 次郎
財団法人善隣教育財団理事	遠田 直三郎
文部政務次官	永江 一夫

別表第六

昭和二十四年度存続する専門学校数			
専門学校総数	新制大学申請学校数	新制大学に切り替える学校数	存続する学校数
三〇四	二二八	一九六	一〇八
備考 医学又は歯学の学校数を除く。			

別表第七

<p>二年又は三年制の大学について</p> <p>大学設置委員会における新制大学申請校の審査の状況に鑑み、暫定措置として、次の条件のものに二年又は三年制大学を設けることができる。</p> <p>(一) 二年又は三年制大学には、四年制大学と異った名称（例えば短期大学）を附すること。</p> <p>(二) 前記の大学は、完成教育として、その基準を定めること。</p> <p>(三) 特別の場合には、四年制大学は前記大学の卒業生を、その履修課程を考慮し、又は試験の上、適当な学年にこれを編入することができること。</p> <p>(四) 二年制大学に対し、後期二年のみの大学を設け、また二年制大学が旧制高等学校の温存となるようなことは認められないこと。</p>

別表第八

文部大臣	高瀬 壯太郎 (現参議 議員)
------	--------------------

文部次官	伊東 日出登 (現財団法人学徒援後会理事長)
学校教育局長	日高 第四郎 (現国際基督教大学)
学校教育局次長	劍木 享弘 (現参議 議員)
大学教育課長	春山 順之助 (現大学課長)
専門教育課長	米原 穰 (現鳥取大学学芸学部長)
	白井 亨一 (現文部省社会教育官)